

裁 決 書

奈良県吉野郡吉野町大字檜井437

審査申立人 中西利彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和3年4月20日付けで提起のあった同年2月21日執行の吉野町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、奈良県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

「令和3年4月2日付け吉野町選挙管理委員会決定を取り消し、上よしひろ候補の当選を無効とする。」との裁決を求める。

2 審査の申立ての理由

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、吉野町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が行った異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるとともに、当選人上佳宏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めるものであって、その理由とするところは、審査申立書及び反論書を要約すれば、次のとおりである。

(1) 当選人は、「吉野町丹治181-3」（以下「告示地」という。）を生活の本拠としていない。住民票上の住所も告示地であり、「引き続き3か月以上吉野町内に住所を有する者」に該当しない。当選人は吉野町内に住所を有しておらず、本件選挙の被選挙権がないため、当選は無効である。

(2) 町委員会が原決定において認定した当選人の使用した光熱水費では、1人の「人

間」の生活が成り立つはずがない。当選人は告示地においては電気、水道、ガスも使用しておらず、12月でも「暖房機器も使用しない。」のは、告示地を生活の本拠としていないとの自白そのものである。冬、暖房を使わずに普通の日常生活を送ることはできない。原決定の認定を前提としても、風呂も入らない、シャワーも使えない、食事もしない場所が生活の本拠であるはずがない。当選人が告示地で寝ているから住所は告示地と認定した原決定は、「客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否か」を判断基準としている最高裁判決にも違反している。

(3) 原決定は当選人が丹治地区に区費や消防費を納めていることや神社や公民館の清掃に参加していることを告示地を生活の本拠と認定した理由に挙げているが、生活の本拠が告示地であるか否かとは関連がなく、丹治地区で「選挙運動（事前の日常活動）」をしていたに過ぎない。

(4) 証言者（2名）は、当選人が告示地に「住んでいる様子を見たことがない。」、告示地の部屋に「夜、電気がつくこともない。」と証言している。証言記録とともに証言者（2名）に証言を直接確かめてほしい。

争点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定しており、同法第10条第1項第5号は、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち令和2年11月21日から令和3年2月21日までの間、吉野町内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、町委員会から弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、職権により必要な資料

の提出及び質問を求めた上で、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

1 住所の考え方

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、昭和29年10月20日最高裁判所判決もこれと同旨を述べるとともに、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である。」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

2 申立人の主張

- (1) 当選人に関して町委員会が告示した告示地はβ社の所在地であり、当選人は告示地に起居しておらず、日常生活を営んでいない。告示地にある建物は専らβ社として使用されており、人が起居している様子は皆無である。
- (2) 選挙活動を通じて丹治地区周辺を回った際、当選人は告示地には住んでいないという声が複数以上あった。
- (3) 当選人は選挙期間中、告示地ではなく民宿で寝泊まりしていた等の情報がある。
- (4) 選挙期間を過ぎてから当選人の居住実態を調べるため、住居を撮影したビデオがある。
- (5) 町委員会が原決定において認定した当選人の使用した光熱水費では、1人の「人間」の生活が成り立つはずがない。当選人は告示地においては電気、水道、ガスも使用しておらず、12月でも「暖房機器も使用しない。」のは、告示地を生活の本拠としていないとの自白そのものである。寒さが厳しい吉野町において、暖房を使わずに普通の日常生活を送ることはできない。原決定の認定を前提としても、風呂も入らない、シャワーも使えない、食事もしない場所が生活の本拠であるはずがない。
- (6) 当選人が丹治地区に区費や消防費を納めていることや神社や公民館の清掃に参加していることは、生活の本拠が告示地であるか否かとは関連がなく、丹治地区で「

選挙運動（事前の日常活動）」をしていたに過ぎない。

3 当選人の主張

- (1) 当選人は、β社からビル1階を事務所兼住宅に利用する目的で賃借し、日常生活に必要な什器家具を搬入して起臥寝食をする自宅として利用している。
- (2) 当選人は、平成28年9月7日から現在も吉野町に住所を有し、吉野町民として生活しており、公職選挙法第9条第2項の3か月の住所要件を充足している。
- (3) 当選人は、新型コロナウイルス感染症のこともあり薬剤師のリクルートでの面接以外は県外への移動も最小限にとどめ、基本的に薬局での仕事が終われば一度、当選人の実家でありα社の本店所在地であるD地区に立ち寄り会社宛ての郵便物を確認し、入浴、食事した後に告示地の事務所兼住宅へ移動し残務整理を行い就寝し、同所で朝食をとった後、薬局へ出勤する毎日である。
- (4) 当選人は、丹治地区の隣組に加入し、区費や消防費の支払いも的確に行っており、積極的に地域活動に参加し、地域に根ざした活動をしている。
- (5) 住居に風呂がないのは、シャワーや風呂の設置を交渉したが賃貸人が同意しなかったため。
- (6) 告示地から職場へ出勤する時間は、午前7時から午前8時までの間が多い。だいたい午前9時にB市内に着くぐらいで、余裕を持って出発している。
- (7) D地区の実家に立ち寄る時間は、午後7時から午後9時ぐらいまでの間と思う。木曜日は、薬局が早く終わるので、それにあわせて早く帰ったりすることもある。吉野町のD地区の実家では、母親が作ってくれた食事を食べて、入浴したりする。1時間から2時間滞在している。
- (8) D地区から告示地に帰ってくるのは午後9時から午後11時までの間。遅かったらその時間を超えることもある。就寝するのは午前0時前後。直接告示地に帰って早速寝るときもある。毎日そのとおりに動けないというのも正直なところ。コンビニでおにぎりを買って、そのまま寝ることもある。
- (9) 妻と子どもが、今、A市に住んでいるのは、妻の母がA市にいて、その近くに住みたいということと、子どもがC市内の学校に通うため。家族と会う頻度は、月に1、2回あるかどうか。それも食事をしたり、吉野の当選人の実母に子どもを会わせてあげたりとか、そういうことをするぐらいだ。
- (10) 普段は電灯ぐらいしかつけていない。当選人の寝室の電灯で主に電気を使ってい

る。1月になると後援会事務局が機能し始めたので、そのせいで電気代が上がったのだと思う。基本的に電気使用量は空調機が動いたからだと思う。普段エアコンも使わず寝るだけなので、夏季だと暑いというのはある。

4 審査申立に対する町委員会の弁明

- (1) 当選人は、告示地に居住しており、被選挙権を有している。
- (2) 住所認定は、特段の事情がない限り、当選人が告示地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかし、当選人が告示地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性等を確認するとともに、居所での生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用量等詳細な生活実態から総合的に判断し、当選人が告示地において現に起臥していたことを推認することは、合理的かつ有効で妥当な手段である。
- (3) 当選人は、告示地で主に寝起きのみ行い、夕食、入浴は町内にある当選人の実家で行っていると主張していることから、告示地における電気、ガスの使用量が平均的な単身世帯の使用量より少ないことは当然であるといえる。冬季に暖房機器を使用するか否かは個々の生活様式によるところであり、吉野町で暖房機器を使用せず日常生活を送ることはでき、告示地において使用した電気、ガスの使用量で当選人の主張する日常生活を送ることは可能である。
- (4) 水道使用量は、β社と当選人の間で締結された建物賃貸借契約の規定により、建物全体で使用した水道使用料の5分の1に相当する金額が賃貸人β社から当選人に請求されており、実際に当選人が使用した水道使用量を特定することは難しい。
- (5) 告示地において起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であることから、町委員会は、申立人、当選人の双方の主張を聞き、建物内部の現地確認を行い、提出された資料等から当選人の生活の本拠を判断した。
- (6) 告示地には、当選人の主張する日常生活を営むために必要な設備等が具備されており、電気、ガスの使用量についても、当選人の主張する日常生活を営むことができる量として合理性があると認められる。申立人が証言者とした者の証言内容も、当選人の主張する日常生活と合致していた。
- (7) 申立人が、当選人の地元区の区費、消防費納入や地域活動への参加について、当選人の生活の本拠とは無関係であると主張しているが、町委員会はこのことをもっ

て当選人の生活の本拠を判断しているわけではない。しかし、これらの地域との関わりは当選人の日常生活の一部であるといえ、生活の本拠の判断において考慮すべき事項として認められるところである。

(8) 告示地で寝起きし、当選人の実家で夕食、入浴を行うという当選人の生活様式は、社会通念では捉えられないといえなくもないが、人間の生活は多種多様であり、睡眠、食事、入浴等の行動が、必ずしも同一のところで行われるとは限らない。睡眠、食事、入浴等の行動が一所で行われない場合、当選人の生活の本拠をどことするかの判断は難しいが、本件においては、日常生活の起点、終点となっている告示地を生活の本拠とするのが妥当であると判断した。

5 町委員会の弁明に対する申立人の反論

(1) 申立人は、当選人の「生活の本拠」は告示地にはなく当選人の当選は無効だと不服申立をしている。町委員会が、当選人の当選は無効ではないと結論づけるのであれば、当選人の「生活の本拠」は告示地にあると認定しなければならないはずである。

(2) 民法第22条は「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と定めている。住所は「起臥する場所」ではなく、ましてや「起臥するだけの場所」でもない。

(3) 当選人が告示地で寝ているから、当選人の住所は告示地と認定した原決定は、最高裁判所判決（昭和35年3月22日・民集14-4-551。反論書には昭和53年と記載。）にも違反している。

(4) 当選人において、告示地で生活していたことが証明できないのであれば、告示地は当選人の住所ではなく、したがって、当選人の当選は無効になるはずである。

(5) 「生活の本拠」として暮らしているのであれば、当然、電気も、ガスも、水道も使用するが、当選人は告示地では電気も、ガスも、水道も殆ど使用しておらず、その料金は基本料金程度に留まっている。告示地は、客観的に当選人の「生活の本拠」とはいえない。

(6) 吉野町の冬は厳しく、暖房を使わずに、普通の日常生活を送ることはできない。当選人は告示地では生活しておらず、「寝るだけ」であったとしても、寝る前や、起きた後、暖房機器は必須である。そもそも当選人は、町委員会に対して、告示地では「暖房機器を使っていない。」と証言したのか。町委員会にはこの点も、明確にして回答してほしい。もし、当選人が告示地では「暖房機器を使っていない。」

と証言したのであれば、その証言は告示地では「暮らしていない」自白そのものである。

(7) 弁明書は「電気、ガスの使用量についても、当選人の主張する日常生活を営む量として合理性がある」と述べているが、弁明書も原決定も、当選人の告示地における個別の「電気、ガスの使用量」を検討していない。当選人が何に、どれだけの電気やガスを使用したのかわからないのに、当選人の説明に「合理性がある」といえるのか。

(8) 告示地が当選人にとって「生活の本拠」であるならば、土日や祭日はさらに長時間、告示地で過ごすはずだが、この点も斟酌していない。それにもかかわらず、原決定は、令和3年1月の電気使用量を76kWhと認定しながら、その内訳の検討を怠り、直ちに「合理性がある」との結論を導いたことは、事実認定が稚拙である。さらに令和3年2月や3月になって急に電気の使用量が増えたのは、告示地は当選人の住所ではない、政治活動の事務所に過ぎない証拠である。

(9) 当選人のガス使用量については認定もしていない。どれだけガスを使用しているのかわからないのに、それでも「ガスの量で、当選人の主張する日常生活を営むことは可能であると当委員会は判断した」とは一体どういう理屈なのか。

(10) 弁明書には「異議申出人が証言者とした者の証言内容も、当選人の主張する日常生活と合致していた」と書かれているが、町委員会に対し、当選人が告示地に「住んでいる様子を見たことがない。」、告示地の部屋に「夜、電気がつくこともない。」と証言している者が2名いる。特にそのうちの1名の自宅は告示地の斜め前である。当該者が「夜、電気がつくこともない。」と証言しているのに、何故これらの証言が「当選人の主張する日常生活と合致していた」となるのか。

6 当委員会の判断の基礎となる資料の概要

(1) 当選人から提出された証拠書類

ア 履歴事項証明書の写しの一部

当選人が代表取締役であるα社に係るもの。本店は奈良県吉野町D地区にある当選人の実家住所と一致する。

イ 事務所及び駐車場賃貸契約書

当選人住居に係るもの。賃借人はα社となっており、事務所兼住宅として使用する契約となっている。また水道代については、ビル全体の使用量の5分の1を

賃貸人に支払うとある。

ウ 当選人の住民票

告示地が当選人住所として記載されており、また吉野町の住民となった日は平成28年8月3日で、告示地に転居したのは平成28年9月7日とあり、1人世帯である。

エ 当選人の住居内の写真

事務所部分と、寝室等の生活部分がある。

オ 特例給付通知書

告示地が宛先として記載されている。

カ 町民税、県民税納税通知書

告示地が宛先として記載されている。

キ マイナンバーカード交付申請書在中封書

告示地が宛先として記載されている。

ク 当選人の名刺

当選人が代表取締役であるα社のもの。自宅兼丹治事務所の記載があり、告示地及び連絡先電話番号等が記載されている。

ケ 電気ご使用量等のお知らせ

契約会社	γ電力会社		
契約プラン	ボトルワールドOKホームプランあんしん制		
契約者	当選人		
供給地点	奈良県吉野郡吉野町丹治181-3		
	期間	使用量	請求額
1	2020年11月24日-12月20日	76kwh	1,801円
2	2020年12月21日-2021年1月24日	229kwh	5,683円
3	2021年1月25日-2月19日	400kwh	10,106円

コ 賃貸人からのガス水道料金請求書

水道料金に関しては、賃貸契約書記載のとおり、当選人は5分の1負担の請求となっており、またガス料金については、基本料金は、賃貸人と当選人で2分の1ずつの負担の請求となっている。

請求人	β社
-----	----

請求先	α 社		
	各請求額	合計請求額	期間
水道	1,386円	2,321円	令和2年9月3日-11月4日
ガス	935円		令和2年10月1日-11月30日
水道	1,320円	2,627円	令和2年11月4日-令和3年1月4日
ガス	1,307円		令和2年12月1日-令和3年1月31日

サ クリーニング預かり票

当選人住居の近隣で営業しているクリーニング店に、令和2年10月2日から同年12月16日までの間に、週1、2回の頻度で、クリーニングを出した預かり票が提出されており、ワイシャツ、寝具類をクリーニングに出している。

シ ガソリン給油レシート

令和2年11月26日から令和3年1月23日までの、吉野町F地区にあるガソリンスタンドでの、給油領収書5回分の提出がある。

ス 証明書

当選人の居住する吉野町丹治区の総区長名、二区長名で、当選人が丹治地区に居住している旨記載されており、隣組活動、神社や公民館の清掃その他地域活動をしており、区費や消防費の支払いに遅延がなく、区行事にも率先して参加しているとある。

セ 区費、消防費の支払い領収書

上記スのと通りの領収内容である。

ソ 推薦状

居住する丹治地区からの議員立候補時のもので、丹治地区から当選人を推薦する旨の記載がある。

(2) 当委員会（事務局）が実施した質問に対する当選人の証言

ア 丹治地区に住まいを構えた経緯は、単身東京で働いていたが、太陽光の再生エネルギーの事業を行うため、平成28年8月頃に実家に戻った。当初、吉野町のD地区にある実家と、事業の事務所があったG地区を行き来しながら生活していたが、実家に帰るのが距離もあって大変になってきたので、事業の打合せができる事務所兼住宅を探し、丹治地区に住居を構えた。

イ 丹治地区は、駅、病院、郵便局もあり、吉野の中心と自分は考えるので、丹治

地区で住居を探した。

ウ β社のことは以前から知っていたが、β社の代表者とは面識はなかったので、飛び込みでβ社に伺い、賃貸契約を結ぶこととなった。

エ 議員の立候補の経緯は、区長が自分のところに来て、この丹治地区から議員を出したいということで、年末、年始くらいから急に再出馬を考えた。

オ 自分が経営するα社のビジネスモデルは、開業支援を無料でして、その開業したクリニックに当社の調剤薬局を使ってもらうもの。開業支援の事業は、勤務医との打合せで、土日や夜間になることが多い。コロナ禍であっても、調剤薬局は12月が繁忙期であるし、薬剤師の採用活動もしていたので、忙しかった。開業支援の事業はコロナ禍の影響があったので、吉野で過ごした時間が通常よりも多かった。

カ 出勤は、午前7時から午前8時までの間に、車で出発。午前8時頃、調剤薬局の法人本部があるB市内の事務所でミーティングを行う。

キ 平日は、薬局の仕事は休めない。午後8時まで営業している店舗があるので、どうしても帰宅が遅くなる。

ク 事業の打合せは、県内が多いので、基本は宿泊せず、一旦実家があるD地区に戻り、食事、入浴をし、丹治地区に戻って寝るという生活をしている。

ケ D地区にある実家に、ほぼ毎日行くが、疲れているときは行かない。たまに仕事の都合で、C市内のビジネスホテル等で宿泊する場合もある。

コ 住居の賃貸人に、シャワーだけでもつけさせてほしいと交渉したが、退去時に片付けが大変という理由で断られ、今も風呂がない。

サ α社の本店の所在地を実家の住所としている理由は、現在の事務所は、賃貸物件であり、自分の所有する持ち家に登記をしたかったため。

シ 今年中に、丹治地区に家を建てる予定なので、本店を移したいと考えている。

ス 議会中のスケジュールは、2週間くらいなので、会社は休んで対応している。

セ 会社には、出勤しなくてもオンライン会議で対応している。事前に議会のスケジュールはわかっているので対応可能である。

ソ 日ごろから吉野町で寝るようにしている。例えば災害の時等は、地元の対応をする必要があり、また地元の人があるためだ。

タ 意見を聞く等する際は、前もって連絡があったら対応している。

- チ クリーニングや、衣服の洗濯は、実家の母がしてくれている。クリーニングは吉野町内で出すところが少ないので、母にお願いして、家の近くのクリーニング屋に出してもらっている。
- ツ あの家の賃料は吉野町の中では非常に高いため、賃貸人に交渉したところ、水道代金を、ビル全体の5分の1負担にしてもらっている。しかしながら、料理はしないのでガスは使わないし、瞬間給湯器しか使わない。
- テ 電気料金は、以前再生エネルギーの事業をしていたこともあり、照明は全てLEDにしており、玄関灯も防犯灯としてずっとつけている。そのため、反論書に灯りがついていないと書かれていたが、それはあり得ない。
- ト 空調については、あのビルは鉄骨なので、夏もそこまで暑くない。晩遅くに帰るからというのもある。昼間いるときは暑いのでエアコンをつけている。扇風機は苦手なので、使わず寝ている。
- ナ 冬はエアコンではなく、石油ファンヒーターを使っている。ファンヒーターは年中あの部屋に置いたまま、灯油は、白色ポリタンクに入れて、水回りのあるところに置いてある。町委員会が家に調査に来たときもあった。
- ニ 自治会の行事は、地元の意見も聞けるし、全て参加している。自治会のスケジュールは事前にわかるので参加できている。
- ヌ 自治会の集まりへの参加は、自分は2区、隣組は13軒くらいであり、総会がある場合は、丹治地区で集まっている。
- ネ コロナがなかったら自治会の集まりは年2、3回ある。
- ノ 町がやっている地区懇談会にも参加している。
- ハ 移動は車を使用する。車を使わないときはスクーターを使用している。
- ヒ 食事はコンビニで購入することが多いが、そのゴミは匂いがするので、実家の母に、ゴミの処分をお願いしている。出勤の時間が早く、ゴミ収集の時間に合わないため、鳥にゴミを荒らされてしまわないよう、そのようにしている。
- フ 紙ゴミは、吉野町指定の収集袋に入れて吉野町の回収に出している。
- ヘ 家族との生活は、東京に働きに行っていたこともあり、別に暮らしている。
- ホ 子どもがC市内の私立の学校に通っているのと、妻の母親が高齢なのもあり、妻はA市内に引っ越した。
- マ 妻子の住むA市内のマンションの鍵を自分は持っていない。

ミ マンションの契約者としての連絡先は自分だが、警備会社等の日常の連絡先は妻。

ム 子どもが、先月は1度、D地区の実家に来てくれて、祖母に会わせた。子どもも中学に進学し、忙しくなってきたので、子どものスケジュールに合わせて会っている感じであるが、最近は子どもとも、LINEで頻繁に連絡を取り合っている。

メ 子どもは、丹治地区の家にも来てくれたことがある。

モ 実兄、実姉が、E地区に住んでいる。しかし、実母も高齢なので、姉が気遣って、兄弟でD地区の実家に集まることが多い。時間を合わせて皆で帰省するわけではなく、実家に行くといった、というような感じである。

ヤ E地区の家は、工務店兼住居。実家はD地区であるが、自分が中学のときに、祖父母だけD地区に残り、自分たち家族はE地区に住んでいたため、E地区の家も実家のような感覚で過ごせる場所である。家族は皆、鍵を持っていて自由に入出入りしている。

ユ 石油ファンヒーターに入れる灯油は、丹治地区の店に配達してもらっている。シーズン始めは、昨シーズンの残りの灯油を利用していたが、令和3年の1月から2月に今年用の灯油を4、5缶程度配達してもらった。

(3) 当委員会（事務局）が収集した当選人に関する書類

ア 吉野町選挙管理委員会が令和3年3月16日に実施した当選人への意見聴取録

イ 吉野町選挙管理委員会が令和3年3月19日に実施した申立人への意見聴取録

ウ 吉野町選挙管理委員会が実施した当選人住居への立ち入り調査記録

町委員会が実施した当選人住居への立ち入り調査記録では、当選人の住居内の写真があり、事務所、寝室、水回り部分に分かれている。さらに、冷蔵庫、電子レンジ、掃除機、電気ケトル、食器、インスタント食品、寝具、衣類、町指定のゴミ袋等、生活に必要な備品の具備が確認されている。また、当選人が移動に使用している軽自動車（黒色のアルト）とスクーターが駐車場に停められている。

エ 当選人が代表取締役であるα社の履歴事項全部証明書

オ 当選人に係る、戸籍の附票の写し

カ 当選人妻に係る、続柄及び本籍地が記載されている世帯全員の住民票の写し

キ 選挙期日3か月より以前の電気料金、ガス及び水道支払書類

当選人が住居として使用していたか否かの間接証拠として、当選人が既に提出をしていた書類に追加し、選挙期日3か月より以前の電気料金、ガス及び水道支払書類の提出を求めた。

<電気ご使用量等のお知らせ>

契約会社	γ 電力会社		
契約プラン	ボトルワールドOKホームプランあんしん制		
契約者	当選人		
供給地点	奈良県吉野郡吉野町丹治181-3		
	期間	使用量	請求額
1	2020年2月21日-3月23日	76kwh	1,909円
2	2020年3月24日-4月20日	61kwh	1,558円
3	2020年4月21日-5月21日	57kwh	1,466円
4	2020年5月22日-6月21日	70kwh	1,767円
5	2020年6月22日-7月20日	71kwh	1,787円
6	2020年7月21日-8月24日	71kwh	1,782円
7	2020年8月25日-9月23日	79kwh	1,950円
8	2020年9月24日-10月21日	66kwh	1,631円
9	2020年10月22日-11月23日	71kwh	1,716円

<賃貸人からのガス水道料金請求書>

請求人	β 社		
請求先	α 社		
	各請求額	合計請求額	期間
水道	1,826円	2,767円	令和2年1月4日-3月6日
ガス	941円		令和2年1月27日-3月31日
水道	2,288円	3,223円	令和2年3月6日-5月3日
ガス	935円		令和2年4月1日-5月31日
水道	1,188円	2,123円	令和2年5月3日-7月4日
ガス	935円		令和2年5月31日-7月31日
水道	1,188円	2,123円	令和2年7月4日-9月3日
ガス	935円		令和2年7月31日-9月30日

ク 告示地への灯油の配達記録

当選人が、冬場はエアコンではなく石油ファンヒーターを使用し、また灯油は丹治地区の店に配達してもらう旨の証言をしていることから、当委員会は販売店に配達記録の提出を求めた。

〈配達伝票に基づき作成された配達記録のメモ〉

配達日	宛名	配達量
令和3年1月12日	—	灯油180×2缶
令和3年1月17日	—	灯油180×3缶
令和3年2月2日	上後援会事務所	灯油180×4缶
令和3年2月13日	上後援会事務所	灯油180×2缶
令和3年2月16日	上後援会事務所	灯油180×4缶
令和3年2月21日	上選挙事務所	灯油180×2缶
令和3年3月10日	上町会議員事務所	灯油180×2缶
令和3年3月23日	上町会議員事務所	灯油180×3缶
		合計 22缶

(4) 関係人の証言

ア 当選人の現住所地の賃貸人（当選人が入居しているビルの2階でβ社を経営）

- ・事務所の営業時間は午前8時30分から午後5時まで。
- ・当選人には住居を貸しているだけで、当選人の生活は知らない。
- ・丹治地区以外に住んでいるという話は聞かない。
- ・テナント募集の貼り紙をしていたら、当選人から飛び込みで入居契約の申込みがあったが、それまで面識はなかった。
- ・寝泊まりする用のベッドを設置するための改造をすることは了承したが、風呂を設置する依頼は断った。
- ・選挙期間中は外の駐車場で出陣式をしていたのは覚えている。

イ 当選人の現住所地周辺の住民9名

（証言者ア）夜電気がついているのを見掛ける。家からちょうど見える。ずっと前からそうだと思う。丹治地区以外に住んでいるような話は聞いたことがない。自治会行事等でよく話をするので、お風呂がない話を聞いている。不便だろうなと思っている。実家のお母さんが3日に1回くらいの頻度

で、クリーニングを預けに来ている。

(証言者イ) 別宅があるので、ここでは自治会に入っていないが、エリア的には隣組にあたるので、色々話は聞いている。今、丹治地区に議員がいないので、当選人はD地区に実家があるけれど、ここから選挙に出て欲しいという話が過去にあったのを誰かから聞いた。当選人は、生まれは吉野町の人だけど、急に丹治地区にやってきた人なので、自分はあまりよく知らない。ただ、丹治地区の奥に土地を買って、家を建てるために、地鎮祭をしたというのを聞いた。家族には出会ったことがないので、1人暮らしをしているのかなと思っている。親はD地区にいと聞いている。

(証言者ウ) 家の2階に自分の部屋があるので、そこから夜に、当選人宅の照明がついているのをたびたび見る。前からずっとそう。元々、D地区の方というのは、自治会の掃除のときに直接聞いた。丹治地区の奥に家を建てる予定だったけれど、コロナで延期と聞いている。他で住んでいる話は聞かない。とても仕事が忙しいらしく、日中は仕事でいないので、回覧板は迷惑をかけないようにローテーションから外してほしいと言われ、前からそのようにしている。隣組では、若い男性なので、頼りにしている。丹治地区の奥に家移って自治会が変わってもよろしくしてほしいという会話もしたくらいだ。日曜だと、家にいるのが散歩中にわかる。

(証言者エ) 当選人とは、近所づきあいがないので、全く話さないけれど、晩に車が停まっているのを毎日見る。(駐車場を指さしながら) ゴミも朝出ていると思う。夜、いると思う。家が横だからわかる。

(証言者カ) 土日、車が停まっているのを見る。草刈り等をよくしてくれて、昨日の日曜も、線路の横をきれいにしてくれていた。コロナで今は少ないけれど、土日に自治会の行事があるがよくやってくれていて頼りになる。コロナで家の建設が延びたと聞いた。実家にもよく行っていると自治会で一緒になったときに話を聞いた。丹治地区以外で住んでいる話は聞いたことがない。

(証言者キ) 夜電気がついているのを見たことがある。ずっと前から住んでいると思う。

(証言者ク) 朝から、草引き等をしてきている。丹治地区の区費も納め、行事も出

ているし、ずっと前からやってくれている。どれだけ、あの家で過ごしているかはわからないが、色々やってくれているので、住んでいないとは思っていない。

(証言者ク) 晩に電気がついているのを見たことがあるが、家が少し離れているので、ふと気づく程度である。丹治地区の奥の方に、土地を買って、地鎮祭を済ませているらしいと聞いた。丹治地区以外に住んでいる話は、聞いたことがない。お里はD地区だと話したりする。

(証言者ケ) 家が離れているのでわからない。父ならば、知ってるかもしれないけれど、今不在である。

ウ 県内A市に居住する当選人の妻

- ・当選人が、日常寝起きしているのは、吉野町の丹治地区というところと聞いている。D地区の実家でご飯を食べて、丹治地区で寝ているようだ。
- ・私は丹治地区には行ったことがない。
- ・当選人は実家で食事をしているようだが、仕事の付き合いや接待で外食が多いので、毎日実家ではないと思う。最近はコロナでないようだ。
- ・当選人は、仕事で、一時東京に単身で住んでいた。いつ奈良県に帰ってきたかわからない。子どもと私たちが住んでいたB市内のマンションで住むことなく、吉野に住みだしたようだ。
- ・当選人が東京で働いたことがきっかけとなり別に住みだした。
- ・選挙があった、令和3年の2月前後（令和2年の11月から令和3年の2月まで）も、そのような生活であったと思う。
- ・子どもは、月に1回くらい、D地区の当選人の実家に行っている。当選人が、車でB市内の駅まで子どもを迎えに来てくれて、D地区の実家に行く。帰りは夜遅くなるので、A市のマンションまで子どもを送ってくれて、泊まっていくが、次の日には帰っている。私はD地区の当選人の実家には行かない、子どもだけ行く。子どもは、丹治地区の家にも行ったことがある。
- ・A市に住みだしたのは、令和2年の12月から。以前住んでいたB市内のマンションは売却した。
- ・おとし、自分の父が亡くなり、母が一人になったのでA市内に住んでいる。また、子どもは、A市に隣接するC市内の学校に通っている。吉野町からは遠

いため通学ができない。

- ・ A市内のマンションは、当選人の会社で借りているので、私は契約書等を持っていない。
- ・ A市内のマンションの賃貸契約は当選人がしたが、ガスや電気の契約等、生活に関係するような手続きは自分がした。
- ・ 分譲マンションに賃貸で入居しているので、管理組合員になれず、意見も言えない。B市内で住んでいたときは、マンションを購入していたので、管理組合の用は全て自分がしていた。
- ・ マンションの警備会社や、管理人室には、自分の携帯番号を報告している。
- ・ 食品等の生活物資を、丹治地区の家に差し入れたことは、1回もない。

エ 吉野町内に居住する当選人の実母

- ・ 当選人は週に1、2回しか実家に来ない。
- ・ 溜まっている郵便物を取りに来るよう当選人に連絡をしたら取りに来る。
- ・ 当選人が実家に来たときに、ワイシャツをクリーニング店に出すよう頼まれる。
- ・ 当選人は実家に来たときに、洗濯を自分でしており、また来たときに持って帰る。
- ・ 夕食を食べて風呂に入ったら、実家では就寝せず、丹治地区の方へ帰っている。
- ・ 実家では、食事もするし、風呂も入るが、E地区にある長男宅では、風呂だけ入る。
- ・ 丹治地区に家を建てる予定で、地鎮祭も済ませたが、土地所有者が亡くなり、家の建設は今現在止まっていると聞いた。
- ・ 吉野町内には、丹治の他にも住める家はG地区等にもあるが、事務所兼用で使えるよう、住居を今の丹治地区の場所にしたと言っていた。

オ 実母の居住地の周辺住民2名

(証言者コ) ・ 当選人との付き合いがあるわけではない。当選人のお母さんとも頻繁に会うわけではない。

- ・ 当選人が時々、黒色の軽自動車で帰ってきているのを見たことはある。
- ・ 夜遅くに電気がついているのを見たことがある。夜12時頃か。
- ・ D地区で当選人を見かけたり話したりしたことはない。
- ・ ここ最近は見かけない。

(証言者㉗)・夏等の、比較的長い休みのあるときは、子どもを連れて帰ってきているのは見かける。子どもを連れて帰ってきたときは、子どもの声が聞こえる。

- ・休みの長いとき以外は、夜は家の中にいるので見かけることはない。
- ・昼は外に出ているので、帰宅の様子を見かけない。
- ・実家から出ていく姿や、車は、いつもの台数が停まっているのを見るぐらいだ。

カ 当選人の実姉

- ・当選人は、月に1回くらい、もう少し少ないかもしれないが、A市内に住んでいる妻子に会っていると聞いている。
- ・当選人の妻子が住むのは、A市内の駅前のマンションだ。
- ・子どもがC市内の私立学校に通うことになり、A市内に妻子は引っ越した。
- ・一番はじめの選挙に出る前のことだが、東京でずっと働いていたため長く別居していたと思う。元々B市内に住んでいたが、妻子には言わず、丹治地区に家を借りて住民票を一人移したと聞いた。
- ・丹治地区の事務所の奥に、寝泊まりできるスペースを作って、借りたときからそこで寝泊まりだけしている。
- ・入浴は、D地区の実家と、E地区の長男（当選人の兄）の家でしていると思う。D地区の実家は、ご飯もあり洗濯もしてもらえるので、1週間に2回くらい帰っているようだ。
- ・実家の母のところには、2、3か月に1回、孫の顔を見せに行っていたようだが、コロナの関係で、それも少ないらしいと聞いている。
- ・当選人の仕事は医者の開業コンサルで、今は忙しいようだが、調剤薬局経営の仕事もしている。

キ 当選人の実兄

- ・実家のD地区には帰ってくるが、どこに帰っているかはわからない。
- ・当選人に吉野町内のE地区にある自宅の鍵を渡している。
- ・自分もD地区の実家に帰っているのですが、E地区の自宅で当選人に出会うことは、ほとんどない。
- ・当選人がE地区の自分の家に立ち寄るのは、風呂に入ったり、着替えたりする

ためだ。

- ・家に寄ったあとは、どこに行くかとも聞かないので、わからない。
- ・選挙前3か月（令和2年11月から令和3年2月まで）以前からそういう生活をしている。
- ・当選人に、電話はするが、丹治地区の家に行くことはない。
- ・昨日も、当選人はD地区の実家に来てお風呂に入り、食事をした。
- ・丹治地区の住居のリフォームは、自分が実施した。

ク 宿泊施設の支配人（H地区）

吉野町選挙管理委員会が令和3年3月19日に実施した申立人への意見聴取録の中で、申立人が当選人はH地区の宿泊施設で寝泊まりしている旨の証言をしていたため当委員会は、申立人に宿泊施設名を明らかにするよう依頼し、当該宿泊施設の支配人に証言を求めた。

- ・施設の営業は、食事の提供は5年ほど前から、宿泊施設としては3年ほど前から営業しており、元々は、飲料メーカーの寮であったが、その後、犬のトレーニング施設の方の手に渡り、短期間使用され、今に至る。
- ・当選人は、選挙期間中（令和3年2月16日から令和3年2月21日まで）には宿泊はしていない。
- ・選挙期間中に限らず、今年、当選人は宿泊したことはない。
- ・食事は、グループとして来たことはあったが、当選人個人で来たことはない。

ケ 申立人が証言者とする2名

申立人が当委員会に提出した反論書には、住民2名から「住んでいる様子を見たことがない。」、「夜、電気がつくこともない。」旨の証言を確認しているとあったため、当委員会では2名の連絡先を申立人に求め、聞き取り調査を行った。

- (証言者)
- ・自分の日常生活は、平日は午前5時から午前6時までの間に起床し、午前7時頃仕事に行く。休日は一定ではない。
 - ・仕事から帰る時間は、昼頃帰るときもあるし、午後6時から午後7時までの間のときも、午後11時のときもある。
 - ・選挙の3か月前には室内の電気がついている気配はなかった。昨年12月か今年1月頃から室内の電気がつくのを見かけるようになったが、ついていないときの方が多かった。

- ・電気がついているのを見たのは、午後11時前だったと思う。
 - ・告示日以降はついていないのを見たが、選挙が終わった途端電気はついていない。普段は生活の気配はない。異議申出が出たときしばらくは電気がついてしたが、今はついていない。
 - ・告示日以降で室内の電気がついているのを見た時間は午後11時前だったと思う。
 - ・町外から自宅へ帰る際、必ず当選人宅側の、吉野神宮駅南側の踏切を渡るが、渡ってすぐの交差点から当選人の家が見える。
 - ・当選人を丹治地区で見かけたことはない。選挙近くの時、吉野大橋で立っているのを見たことはある。
 - ・当選人が丹治地区に住んでいないのなら、どこに住んでいるかというような話は聞かない。こちらが知りたいくらいだ。
- (証言者ス) ・自宅から、近鉄吉野線の線路を挟んで、北東方面に50メートルくらいのところに、当選人が使うβ社のビルがある。
- ・生まれてからずっとここに住んでいる。
 - ・住まいの2階から当選人宅が見える。ビルの正面と横が見える。
 - ・丹治地区は、空き家も多いが、350軒くらい家がある。1、2、3区と分かれていて、区の中も細かく隣組がある。H地区に近い丹治地区の奥は1区、当選人は2区、自分は3区。
 - ・自分は、日常、月曜から土曜までは、午前5時に起きて、午前5時半に出発し、午前7時半には、職場に着いている。日曜は休み。
 - ・午後7時半くらいに、仕事から帰宅する。
 - ・在宅時間は、月曜から土曜までは、午後7時半以降はいる。日曜は、基本在宅。
 - ・就寝時間は、午後10時。
 - ・正面の灯りがついてないから居住実態がないと思う。
 - ・平成28年の選挙の時、当選人が1回目の立候補時であるが、当選人の選挙事務所に1度入ったことがある。
 - ・今(証言者スへの聞き取り調査は午後8時過ぎ)も、β社の2階の灯りがついていて。正面もついていてるけれど、あの灯りはβ社の入り口で、

ビル正面の当選人の政治活動用ポスターを貼ってあるところは、灯りがついていない。

- ・選挙期間中は、吉野大橋で、朝に挨拶のため立っているのはよく見た。他の議員も、選挙期間中は見る。
- ・当選人のことは、選挙期間外は見たことはない。自民党の車は見る。
- ・丹治地区からの推薦を決める総会には、自分は出席していない。
- ・当選人は、どこに住んでいるか知らない。
- ・丹治地区に家を建てる話は、近所の人から聞いた。
- ・実家はD地区とは聞いたが、家族もいないしわからない。当選人の親戚か母親が、E地区で水道屋をやっていると聞いた。
- ・子どものころからここに住んでいるので、このあたりのことはよく知っているが、当選人は、5年くらい前に丹治地区にやって来たから、家族のこと等もよく知らない。

(5) 当委員会（事務局）が確認した現場状況

当選人の居住地の周辺住民（証言者ア、ウ、カ、ク）から、夜に当選人住居の明かりが見えるという証言があったため、道路から窓が見える場所があるか確認を行ったところ、当選人住居横の駐車場を挟んだ道路から、当選人居住先の1階部分の窓が見えることを確認した。

(6) 申立人に提出要求した物件等

- ・当選人宅を録画したビデオ

町委員会が令和3年3月19日に実施した申立人への意見聴取録によると、選挙期日後、当選人宅を2、3日間程度撮影したものがあつた旨の申立人の証言があつたことから、当委員会では、申立人にその提出を求めたが、期限内に申立人からの提出がなかつた。その後、再度提出期限を設け申立人に提出を求めたが、撮影したものは提出されなかつた。

7 当委員会が認定した事実及び当委員会の判断

(1) 当委員会が認定した事実

上記「6 当委員会の判断の基準となる資料の概要」を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 吉野町丹治での起居

- (ア) 住民票では、当選人は平成28年9月7日にD地区から告示地に転居したとする転居届を同日提出した。
- (イ) 告示地にあるビルは、β社が所有するビルで、平成28年9月12日に賃貸人β社、賃借人α社（保証人は当選人）が、事務所兼住宅として駐車場とともに賃貸借契約を締結している。
- (ウ) 告示地の光熱水費については、電気料金は令和2年2月以降、ガス料金及び水道料金は令和2年1月以降の使用実績を当選人の領収書等で確認できる。
- (エ) 当選人が丹治地区のクリーニング店を利用していることが預かり票で確認できるとともに、当選人の実母も同様の証言をしている。
- (オ) 告示地の住居に夜電気がついているのを見かけるという周辺住民の証言があった一方で、夜電気がついていないという証言があった。
- (カ) 土日に車が告示地の駐車場に停まっているのを見るとの周辺住民の証言があった。
- (キ) ゴミが朝出されているとの周辺住民の証言があった。
- (ク) 当選人が朝から草引きや地域の行事にも参加しているとの周辺住民の証言があった。
- (ケ) 日曜日だと家にいるのが散歩中になるとの周辺住民の証言があった。
- (コ) 当選人の実母は、実家で夕食をとり、風呂に入った後告示地に帰っていると証言している。
- (サ) 当選人の実姉は、当選人は、告示地の住居では、借りたときから寝泊まりだけしていると証言している。
- イ 実家での食事、風呂
- (ア) 当選人は、シャワー等を告示地の1階に設置したい旨賃貸人に申し出たが断られたと主張している。賃貸人も当委員会の聞き取りに対し、シャワー等の設置は断ったと証言している。
- (イ) 当選人の実母は、実家で夕食をとり、風呂に入った後告示地に帰っていると証言している。
- (ウ) 当選人の実兄や実姉は、当選人が実兄の家で風呂に入ることがあると証言している。
- (エ) D地区の住民は、当選人が時々黒色の軽自動車で帰ってきているのを見たこ

とがあると証言している。

ウ 妻子との居住状況

(ア) 当選人の妻子は、戸籍の附票や住民票では、吉野町からは離れたA市内で居住している。

(イ) 当選人妻は同居していない理由について、子どもがA市に隣接するC市内の学校に通っていること、妻の母の面倒を見ることであると証言している。当選人と会う頻度も月1、2回であり、普段家族とは同居していない生活を送っていると証言している。

(ウ) 当選人や当選人の実母、実姉も、当選人と妻は普段別居していると証言している。

エ 光熱水費

(ア) 当選人は、調剤薬局を4ヶ所経営するとともに、医師の開業支援をする仕事を行っていることを証言している。当選人が経営する薬局はB市に3ヶ所、吉野町からは離れたC市に1ヶ所あり、開業支援業務では土日も含めて各地に出張することが多いと主張している。

(イ) 当選人は、午前7時から午前8時頃までの間に吉野町を出発して出勤し、午後7時から午後9時頃までの間にD地区にある実家に立ち寄り会社あての郵便物の回収、入浴、夕食をとった後、午後9時から午後11時頃までの間に告示地に帰宅していると主張している。

(ウ) 当選人の実母は、当選人の衣類を実家で洗濯したり、丹治地区のクリーニング店に持って行っていることを証言している。

(エ) 当選人の電気使用量は、1年間（令和2年1月から同年12月まで）を通じてほぼ同じであった。ただし、本件選挙に向けて後援会活動を活発化させた令和3年1月以降の電気使用量は増えている。

(オ) 当選人は、自宅ビルは鉄骨造りで夜遅く帰ることもあり、夏もそれほど暑くないこと、冬場は石油ファンヒーターを使用していることで、冷暖房の電気機器を使用しない生活を送っていると主張している。

(2) 当委員会の判断

当委員会は、当選人の生活の本拠たる住所について、当選人の生活実態を推認の上、次のとおり判断する。

ア 吉野町丹治での起居

申立人は、告示地にあるビルは専ら会計事務所として使用されており、当選人は起居していないと主張している。それを裏付ける丹治地区に居住する申立人側の証言者である証言者シは「選挙の3か月前には電気がついている気配はなかった。令和2年12月か令和3年1月頃から電気がつくのを見かけるようになったが、ついていないときの方が多かった。」、「電気がついているのは、告示日前、告示日以降とも、午後11時前だったと思う。」と証言している。同じく証言者スは、「建物正面の明かりがついていないから居住実態がないと思う。」と証言している。一方で、当選人は「玄関灯も防犯灯としてずっとつけている。反論書に明かりがついていないと書かれていたが、それはあり得ない。」と主張している。

なお、証言者シは午前7時頃出勤し、帰宅は昼頃、午後6時から午後7時までの間、午後11時頃と日により異なると証言している。また証言者スは午前5時30分に出勤し、午後7時30分に帰宅、午後10時に就寝すると証言している。一方当選人は、午前7時から午前8時頃までの間に出勤し、午後9時から午後11時までの間に告示地に帰宅していると主張している。

証言者シの選挙の3か月前には告示地の室内の電気がついている気配がなかったという証言は、証言者シと当選人の帰宅時間が一致しておらず、証言者シが室内の電気がついていないことを証言しているのは、当選人が帰宅前であった可能性がある。一方で午後11時前に明かりがついていたとの証言は、当選人が帰宅していた時間帯であり、当選人の証言と一致している。また、証言者スは、正面の明かりがついていないと証言する一方、当委員会が電話で午後8時に聞き取りを行っていた際「今もβ社の2階の明かりはついていた。正面もついているが、それはβ社の入口で、ビル正面の政治活動用ポスターが貼ってあるところは、明かりがついていない。」と先の証言と矛盾する証言を行っており、結果として当選人の、玄関灯も防犯灯としてずっとつけているという主張と一致している。

一方、告示地周辺の複数の住民に聞き取りを行った結果、定期的に家の明かりがついていることや駐車場で当選人の車が目撃されていること、ゴミ出しや週末には地域の活動にも参加しているとの目撃証言があることから、当選人が告示地で起居していないということとはできない。

イ 実家での食事、風呂

告示地のビルにシャワー等がないこと及び設置できなかったことは、β社代表が証言しており、当選人の主張と一致している。

当選者が実家で入浴し、夕食をとっていると主張しているため、実家の実母や周辺住民に聞き取りをしたところ、実母は当選人が入浴や食事を実家でしていると証言した。実家周辺住民は、当選人が時々黒色の軽自動車で帰ってくるのを見たことと証言している。また同様の証言は実姉からも得られた。実母は、当選人は実家に泊まることはなく、告示地に帰っているとも証言した。実兄からは当選人が実兄宅で風呂に入ることもあるとの証言があった。

以上のことから、実家では入浴や食事をするのみで、同所で起居していないと推認した。

ウ 妻子との居住状況

当委員会は、当選人が町委員会に提出した本籍地入りの住民票をもとに戸籍の附票や当選人の妻の住民票を入手し、当選人の妻子がA市に居住していることを確認した。また、当委員会は妻に聞き取りを行い、妻から別居の理由が子どもがC市内の学校に通っていること、妻の母の面倒を見ること、当選人と会う頻度も月1、2回であり、普段家族とは同居していない生活を送っている証言を得た。

当選人と妻子が普段別居生活を送っていることは、当選人の実母や実姉も証言している。

以上のことから、当選人はA市内に住む妻子と同居しておらず、A市内の妻子の住むマンションは当選人の住所ではないと推認した。

エ 光熱水費

当選人の告示地の光熱水費については、水道やガスの使用料は当選人と賃貸人で全体の費用を按分する契約になっているため、当委員会は当選人の使用実績がわかる電気料金について検証を行った。

申立人は、電気等の使用量が平均的な単身世帯の電気使用量より低すぎるので、告示地では生活していない、また冬に暖房機器を使用しないのはあり得ないと主張する。

当選人の日常生活は、朝早く出勤し、夜遅く帰宅するもので、土日も仕事で家を空けることがあるため、電気の使用量は少ないと主張している。また、当選人は、自宅ビルは鉄骨造りで夜遅く帰ることもあり、夏もそれほど暑くないこと、

冬場は石油ファンヒーターを使用していることで、冷暖房の電気機器を使用しない生活を送っていると主張している。

また、入浴や食事、衣類の洗濯を実家で行っていることは、実母が証言している。

先に町委員会から提出された電気使用量明細書（令和2年11月24日から令和3年2月19日まで）及び当選人が当委員会に提出した電気使用量明細書（令和2年2月21日から同年11月23日まで）を見ると、当選人の主張どおり、政治活動で使用した令和3年1月及び2月以外は概ね金額は一定であった。

なお、暖房機器について、町委員会での意見聴取では当選人は「使用していない」と発言している。当委員会が当選人に聞き取りを行ったところ、当選人は帰宅してから就寝まではファンヒーターを使用していると証言した。町委員会の意見聴取録との記載に齟齬があることを指摘すると、町委員会からは「寝ている間暖房機器は使用するのか」との質問であったので、「寝ている間は使用していない」と回答したとのことであった。当委員会は、当選人が灯油を購入したと主張する販売店から、配達伝票に基づき作成された配達メモの提供を受け、宛名のない5缶分の告示地への配達令和3年1月にあったことを確認した。このことは当選人の令和3年の1月か2月に灯油を4、5缶配達してもらったという主張と一致している。以上のことから、電気使用量が少ないことをもって当選人が丹治地区で生活をしていないと推認することはできない。

オ 当選人の生活の本拠が告示地以外にあると認められる客観的証拠

当委員会が審理する過程で、当選人の生活の本拠が告示地以外にあると認められる客観的証拠はなく、申立人からも吉野町内に居住実態がないとの主張を裏付ける客観的証拠は示されていない。

カ 当選人の生活の本拠

これらのことを総合すると、β社と当選人の間で事務所兼住宅として駐車場とともに賃貸契約が締結された平成28年9月12日以降は、周辺住民の証言等から、当選人の生活の本拠としての住所は、告示地にあると判断できる。

キ 選挙権及び被選挙権の有無

したがって、当選人は、令和3年2月21日時点で、引き続き3か月以上吉野町内に住所を有していたと認められることから、当選人は、本件選挙における被

選挙権を有していたものである。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和3年8月12日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

委 員 石 田 操

委 員 谷 口 宗 男

委 員 福 井 英 之

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。